

平成 20 年 2 月 25 日 開会

平成 20 年 2 月 25 日 閉会

# 佐賀県後期高齢者医療 広域連合議会定例会会議録

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会事務局

目	次		
2月定例会会期及び議事日程 .....	2	本田耕一郎議員 .....	16
2月定例会付議事件 .....	3	川副梅夫業務課長 .....	16
△ 2月25日（月）		本田耕一郎議員 .....	17
出欠議員氏名 .....	5	井邊正文総務課長 .....	17
地方自治法第121条による出席者 .....	5	横尾俊彦広域連合長 .....	18
開 会 .....	6	本田耕一郎議員 .....	18
会期の決定 .....	6	井邊正文総務課長 .....	18
議事日程 .....	6	本田耕一郎議員 .....	18
諸報告 .....	6	井邊正文総務課長 .....	19
会議録署名議員の指名 .....	6	本田耕一郎議員 .....	19
議案上程 .....	6	井邊正文総務課長 .....	19
提案理由説明 .....	6	本田耕一郎議員 .....	19
横尾俊彦広域連合長 .....	6	井邊正文総務課長 .....	19
議案に対する質疑 .....	7	本田耕一郎議員 .....	19
本田耕一郎議員 .....	7	川副梅夫業務課長 .....	20
井邊正文総務課長 .....	8	本田耕一郎議員 .....	20
本田耕一郎議員 .....	8	井邊正文総務課長 .....	20
井邊正文総務課長 .....	9	本田耕一郎議員 .....	20
本田耕一郎議員 .....	9	井邊正文総務課長 .....	21
井邊正文総務課長 .....	9	本田耕一郎議員 .....	21
広域連合一般に対する質問 .....	9	井邊正文総務課長 .....	21
白武 悟議員 .....	9	本田耕一郎議員 .....	21
川副梅夫業務課長 .....	10	井邊正文総務課長 .....	21
白武 悟議員 .....	11	本田耕一郎議員 .....	21
川副梅夫業務課長 .....	11	井邊正文総務課長 .....	21
白武 悟議員 .....	11	横尾俊彦広域連合長 .....	22
井邊正文総務課長 .....	11	討 論 .....	23
白武 悟議員 .....	11	採 決 .....	23
川副梅夫業務課長 .....	12	議決事件の字句及び数字等の整理 .....	23
白武 悟議員 .....	12	閉 会 .....	23
川副梅夫業務課長 .....	12		
白武 悟議員 .....	12		
川副梅夫業務課長 .....	12		
白武 悟議員 .....	12		
川副梅夫業務課長 .....	13		
白武 悟議員 .....	13		
本田耕一郎議員 .....	13		
井邊正文総務課長 .....	14		

## 2月定例会

◎会期 1日間

### 議事日程

日次	月 日	曜	議事要項
1	2月25日	月	午前10時開会 会期の決定 諸報告 会議録署名議員の指名 提出議案上程 提案理由説明 議案に対する質疑 広域連合一般に対する質問 討論 採決 閉会

◎ 2月定例会付議事件

△ 広域連合長提出議案

- 第1号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について
- 第2号議案 平成19年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)
- 第3号議案 平成20年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第4号議案 平成20年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第5号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

平成20年2月25日(月) 午前10時 開会

出席議員

1. 坂口久信	2. 白武悟	3. 栗山紀平
4. 西原好文	5. 原田謙吾	6. 田代正昭
7. 岩下孝嗣	8. 大石安弘	10. 酒井恵明
11. 北村一成	12. 永沼彰	13. 神近彦勝
14. 藤村昌幸	15. 小池幸照	16. 杉原豊喜
17. 前田教一	18. 古賀和夫	19. 森山林
20. 田中秀和	21. 本田耕一郎	22. 武藤恭博

欠席議員

9. 吉富隆		
--------	--	--

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	横尾俊彦	副広域連合長	秀島敏行
監査委員	中村耕三	事務局長	馬場俊行
副事務局長	寺町正利	会計管理者	野口好孝
総務課長	井邊正文	業務課長	川副梅夫

◎開会

○武藤恭博議長

おはようございます。

これより佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎会期の決定

○武藤恭博議長

日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

◎議事日程

○武藤恭博議長

次に、本定例会の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりといたします。

◎諸報告

○武藤恭博議長

次に、日程により、諸報告をいたします。

報告の内容につきましては、配付いたしております報告第1号のとおりです。

報告第1号

諸報告

○例月出納検査の報告について

平成19年11月30日から平成20年1月31日までに、監査委員より例月出納検査の結果について下記のとおり報告された。

その内容は、それぞれ議員各位にその(写)を送付したとおりである。

記

11月30日 例月出納検査結果報告について  
(一般会計等の19年度10月分)

12月27日 例月出納検査結果報告について  
(一般会計等の19年度11月分)

1月31日 例月出納検査結果報告について  
(一般会計等の19年度12月分)

◎会議録署名議員の指名

○武藤恭博議長

次に、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において田代議員及び岩下議員を指名いたします。

◎議案上程

○武藤恭博議長

次に、日程により、第1号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について、第2号議案 平成19年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)、第3号議案 平成20年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、第4号議案 平成20年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算、第5号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを一括して議題といたします。

◎提案理由説明

○武藤恭博議長

議案の朗読はこれを省略し、直ちに上程諸議案に対する提案理由の説明を求めます。

○横尾俊彦広域連合長

おはようございます。本日、平成20年2月広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言ございさつを申し上げます。

広域連合及び構成いたします市町におかれましては、本年4月1日の後期高齢者医療制度の施行に向けて、急ピッチで準備を行っているところでございます。昨年2月に広域連合が発足をして以来、これまでの間に順調に運営ができましたことは、議員各位の皆様方の御協力のたまものと、そして事務局の頑張りと認識をいたしております、深く感謝をいたします。

国におきましては、後期高齢者医療をはじめとする医療制度改革が進められていく中で、地方公共団体は、この改革に着実に対応していくことが求められています。

そのためには、改革の目的や当広域連合が果た

すべき役割をしっかりと見据え、議員各位を初め、構成市町や関係機関との連携を密にして、各種政策の展開を図っていく必要があると考えております。

今後とも、議員の皆様の御指導、御協力をお願い申し上げまして、冒頭のあいさつとさせていただきます。

それでは、議案の概要について順に御説明を申し上げます。

初めに、第1号議案の佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定についてでございます。これは、今まで被扶養者でありました被保険者に係る保険料の凍結措置の特別対策等に伴う財源が、国の補正予算で措置され、各広域連合へ交付金として交付されることになりました。

広域連合におきましては、この交付金を基金として積み立てる必要があります。

つきましては、基金の設置等に関し必要な事項は、地方自治法第292条により準用する同法第241条の規定により条例で定める必要があるため提案するものでございます。

次に、第2号議案の平成19年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正是、2億7,784万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額はそれぞれ8億1,936万9,000円となっております。

歳入につきましては、市町負担金を減額し、被扶養者であった方の保険料の軽減措置に係る交付金として、国庫負担金を新たに計上いたしております。

また、歳出につきましては、議会費、総務費を執行見込みにより減額し、交付金を基金として積み立てるため民生費を増額しております。

次に、第3号議案の平成20年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億7,335万7,000円となっております。平成19年度の当初予算と比較いたしますと、約66%の減となっております。

歳入につきましては、市町負担金と臨時特例基金からの繰入金等を措置しております。

歳出につきましては、議会費、総務費等の経常経費を措置しております。

次に、第4号議案 平成20年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ917億623万5,000円となっております。

歳入につきましては、保険給付費等の財源として、市町負担金、国・県支出金、支払基金交付金、臨時特例基金からの繰入金等を措置しております。

また、歳出につきましては、保険給付に係る費用として904億3,593万2,000円、また、電算システム運用に係る費用として1億220万8,000円、そして、被保険者の健康診査に係る費用として1億2,570万円などを措置いたしております。

次に、第5号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてでございますが、佐賀県市町総合事務組合へ新たに加入する団体があったこと等により規約を変更するものでございます。

以上、今回提案いたしました議案について御説明申し上げましたが、よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

#### ◎ 議案に対する質疑

##### ○武藤恭博議長

これより議案に対する質疑を行います。質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

##### ○本田耕一郎議員

それでは、通告に従って質問を行います。

平成20年度特別会計予算、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料1億7,228万7,000円のうち、電算システム運用保守等委託料1億220万8,000円について質問を行います。

これは、佐賀県後期高齢者医療広域連合電算処理システムという広域連合としての根幹をなすシステムの保守委託料ということであります。

このシステムは、サーバー31台をはじめ、端末が60台ほか、全部で137台がリースされており、初期投資額が1億7,000万円というものであります。

した。1億7,000万円の設備に対して、保守委託料が年間1億220万8,000円というのは他のシステムと比べても非常に高価だと思いますが、どのような作業をしているのか、その妥当性について伺います。

参考までに申し上げますと、佐賀市の場合、南部3町の合併時に基幹行政システムというシステムの巻き取りを行いましたが、そのときの工事金額が10億5,000万円、保守委託料は1億1,000万円でございます。大体これくらいの保守委託料が相場だと思いますが、この1億7,000万円に対して1億220万円という委託料がどういう根拠で示されているのかお尋ねして、1回目の質問といたします。

○井邊正文総務課長

おはようございます。総務課長の井邊でございます。今の本田議員の議案質疑についてお答え申し上げます。

電算システム運用保守等委託料1億220万8,000円につきまして妥当な金額であるかという御質問でございました。

御質問の電算システム運用保守等委託料の金額の妥当性につきましてですが、この委託料の主なものがシステム保守関連費の7,698万5,000円で、その内訳として、賦課、収納、給付及び被保険者等の異動などに係る市町からの情報並びに国保連合会からの毎月約30万件のレセプト情報の集約を行い、日次、月次、年次処理やその検証作業を行うための人事費、SE（サービスエンジニア）の延べ年間5.5人の4,500万円の経費でございます。また、各種サーバーや端末などの機器及びソフトの保守費が2,380万8,000円でございます。

その他、先ほど137台と議員さんから御案内がありました機器のうち113台に及ぶサーバー端末、これは連合及び各市町に設置しておりますのでございますが、そのリース費用といたしまして1,890万4,000円を計上しております。

また、制度の開始の初年度でもあり、今後、国からのシステム修正プログラム等への対応などを含めていることから、妥当な金額であると考えております。

以上でございます。

○本田耕一郎議員

今、妥当な金額という説明がございましたが、何かもう国が言っているからかかるのは仕方がないんじゃないいかという答弁だったかと思います。

この特別会計、全部で917億600万ありますが、保険給付額904億3,500万を引いた残12億7,100万のうちの1億220万というのは1割にもなろうとするわけですね。

本来、システムを組むというのは手作業をしていた部分をパソコンを使ってオンライン化し、時間と人員を削減するというもとでつくられたものでありましたが、今、説明の中で、SE5.5人の人件費4,568万円という計上がなされておりました。

このシステムの中でいろんな作業をされるのは承知しておりますが、例えば、レセプト点検はレセプト点検で、また別の委託をされておるわけですね、点検そのものはですね。やっぱり最大の変更点は、例えば、死亡された方がいらっしゃっていろんな情報を変更するとか、転居されたとか、そういう部分だと思うんですが、例えば、亡くなった人が1日何人ぐらいいらっしゃるのかというのをちょっと新聞を見てみると、ある日は27人、うち75歳以上は19人というのがありました。

システムの中で保守していくデータの数自体は、レセプト点検を除くと、変更は1日100件を超えることは少ないとと思われますが、その5.5人の人件費の計上を、これがいまいちびんと伝わってきませんし、これは今後ともこの1億220万というものがずっと続いているのかというの是非常に心配になるところがあります。かかるものは仕方がないじゃないかと言ってしまえばそれまでなんですけれども、やはり住民の皆さんから預かった大切なお金ですから、その支出を削減するという努力はぜひとももらいたいわけですよ。

このシステム自体もオンラインと言いながら、住基に接続できないために、一々住基の変更データをMOに落として、そのMOを持ってまた担当の端末につないで、そこからサーバーに送って、そのサーバーから取り出して、手作業でまた点検

して格納するという、非常にオンラインという割には手作業ばかりが目立つシステムなんですね。これは国が押しつけてきたシステムだからしょうがないじゃないかというので終わってしまわないように、やはり地域に合った、例えば、100万人の都市ともっと大きな都市と地方の都市はそれなり方が違っても、基本的なことができればいいんじゃないかと思います。そういうふうな努力もして、少しでも歳出を削減すべき問題だと思いますが、見解を伺います。

○井邊正文総務課長

現在、SE 5.5人を予定しております。中身につきましては、資格、賦課、収納、給付等の日々の運用、それから検証データ等でございます。それで、現在はまだいろいろミスとかも出ておりますので、その検証や修正にかなりの日時、時間を要するような状況でございます。

ただ、今後は、システムが安定して稼動していくことが確認された時点で、機器等の固定経費を除きまして、システム運用に係る人件費、今申し上げましたSEの入件費は軽減を図られると思います。また、国に対しまして、今後、保守管理に要する経費が安価な、また取り扱いが容易なシステムの開発及びこれに係る財政支援等について要望することも検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○本田耕一郎議員

システムが安定したらというようなお話だったと思います。確かに、今さまざまな変更が国から施行直前に言ってきて大混乱しているというのはわかりますし、それに係る稼動が必要だというのもわかるんですが、ただ、それはあくまでも初期投資の、一番最初にシステムをつくるときのお金の中での話なんですね。ここで言っている1億220万円というのは、今後そのシステムが動き出してから保守委託料はこれだけですよというお話ですから、そっちでお金がかかると言われても、4月以降の、新年度の保守委託料からすると、やっぱりちょっと今の答弁ではそぐわないんじゃないかなというふうに思うんです。

確かに一番重要なことは、4月1日からこの法

律が施行されて、きちんとミスがないような、課金、賦課なり、そういうシステムが正常に動くということが今第一義的ですから、これ以上言っても、とりあえず4月1日から動いてほしいなと思うんですが、安定して動いた場合にですね、やはり人件費なり、支出が削減されると、今そういうちょっとお話をされました。これは後の一般質問にも引き続いているので、ちょっとここではもう申し上げませんが、やはりシステムを動かしていく上で一番基本的なものは住基です。住基がすべてですから、その住基に接続できないと言っているのは厚生労働省であって、その住基を管轄しているのは総務省なんですね。そこら辺は、もっともっと地方自治体のほうから自分たちが作業しやすいようにしてくれという申し入れなり、意見提起をしていかないと、いつまでもこういう屋上屋を重ねたようなシステムを、使いにくいシステムを使わされて、お金だけ投入せざるを得ないということになると思うんです。

質問に戻りますが、正確に動くことが最重要ですけれども、削減できるとして、概算でも結構ですが、どれくらい削減する目標を立てられるのかということをお尋ねして、質問を終わります。

○井邊正文総務課長

何人削減できるとこの場で申し上げるのはちょっと難しくはございますが、運用が稼動に乗ればある程度の人数は削減できるものと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願ひいたします。

○武藤恭博議長

以上で、通告によります質疑は終わりました。  
ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって議案に対する質疑は終結いたします。

◎ 広域連合一般に対する質問

○武藤恭博議長

これより広域連合一般に対する質問を行います。  
質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

○白武 悟議員

おはようございます。通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

保険料の普通徴収についてであります。

佐賀県の平成20年度の後期高齢者医療の被保険者数は11万352人というふうに見込まれております。この被保険者の保険料徴収につきましては、年金が18万円以上の人には年金からの天引き、いわゆる特別徴収と、年金が18万円未満、または保険料が介護保険料と合わせまして年金額の2分の1を超える場合につきましては、年金からの天引きではなく納付書、あるいは口座振替等で納入いたします普通徴収とに区分がなされております。そして、この普通徴収の対象者は約2割程度ではないかというふうに見込まれておるわけでござります。

そこで、第1点目に、普通徴収の徴収対策についてであります。

普通徴収の対象の人は、特別徴収対象の人よりもやはり所得の低い人が対象になるのではないかというふうに思われます。期間内にスムーズに納入がされますと問題ないわけですけれども、訪問をして納入を要請すると、こういったケースが多く出てくるのではないかというふうに思われます。

普通徴収の徴収率を98%というふうに見込んでありますけれども、果たしてこの98%が可能かどうか懸念がされるところでございます。そして、各市町、それぞれの間で徴収率の格差が生じてくるのではないかと、こういった想定がされるわけです。そこで、それに対する対策はどのように考えられておるのか。

第2点目に、普通徴収者に対する徴収費の負担についてであります。

保険料の徴収事務につきましては各市町で行うというふうになっておりますけれども、特別徴収事務に対しまして普通徴収事務は非常に煩雑が考えられるわけでございます。そこで、どのような事務がこの特別徴収に対しまして増加をし、それにかかります費用はどれくらいが想定されるのか。

第3点目に、短期被保険者証及び資格証明書の交付についてであります。

特別な理由がなく保険料を滞納したときには、

通常の被保険者証より有効期間の短い短期被保険者証が発行されます。また、滞納が1年以上続きますと、被保険者証を返還をし、資格証明書が交付をされ、医療機関を受診する場合につきましては、一たん自己負担、こういった状況が出てくるわけでございますけれども、この交付の判定につきましては、各市町においてばらつきがあつては非常にいかんと、あくまでも公平な基準での判定が必要というふうに考えます。そこで、どのような手続を踏んで、どこで判定をされるのか。

以上、3点につきましてお尋ねをし、本席からの質問を終わります。

○川副梅夫業務課長

白武議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

最初の質問は、普通徴収についてでございまして、市町間で格差が生じるのではないかということござります。

当連合は、県内全市町で構成をしておりまして、保険料算定時の予定保険料収納率は、先ほど議員さん、普通徴収を98%ということでございましたが、一応特別徴収も含めた中での98%で、財政計画を立てております。

制度開始後に各市町での徴収率がどのようになるか、現時点では予測ができないため、当県は、当面の間は徴収率98%を達成できるか、動向を見守っていきたいと。

各市町間での徴収率の格差に対します財政上の調整措置については、現在のところは考えておらないというような形でございます。市町において徴収率の格差が生じないよう、各市町に徴収率向上を目的とした保険料納付に関する広報の周知徹底、口座振替による納付等をお願いをしていきたいと、そのように考えるところでございます。

次に、費用負担について、特別徴収に対し普通徴収事務は煩雑だということで、どのように考えておるかというところでございますが、普通徴収につきましては、納入通知書、納付書等の各種通知の作成、送付、保険料の徴収、収納、滞納処理等の現行国保と同様の事務が発生すると、そのように思います。

後期高齢者医療の被保険者となられる方たちのほとんどが国保からの移行であり、80%以上の方が特別徴収となられるため、現在の国保被保険者である場合と比較して事務量が大幅に増加することではないんじゃないかというふうに見込んでおります。また、この事務に係ります費用につきましては、市町の事務でございまして、それぞれの市町の状況によって異なってくるのではないかと、そのように思っております。

続きまして、短期被保険者証、資格証明書等の決定につきまして、この交付の判定についてばらつきがあつてはならない、判定はどのような手法かということでございます。

資格証明書の交付決定は広域連合で行います。ただし、実務上は市町で判断をされたものを追認をしていくこととしております。

資格証明書交付に至るまでは、まずは保険料滞納者に対し、窓口での保険料納付の直接働きかけ、その機会を確保するために、通常より短い短期被保険者証を交付することとしております。

さらに、その後、納付相談、納付指導に一切応じない被保険者に対して、高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、特別な理由なく1年以上保険料を滞納した場合に、保険証を返還いただき、資格証明書を交付すると、そのように現在考えておるところでございます。

以上でございます。

○白武 悟議員

1番目の徴収率の向上対策でございますけれども、各市町間においての奨励といいますか、そういった措置については現状では考えていないという回答でございますけれども、この、やはり、非常に低所得者に対しての徴収につきましては、各市町の担当は非常にやっぱりこれが一番頭が痛いんじゃないかというふうに思われます。というのは、何もこの保険料だけじゃなくて、いろんな固定資産とか、いろんな税金等につきましてかかるというふうに思われますので、やはり将来的に、これにつきましては、例えば何割以上、収納率が向上できるように、やはり、今は考えていないとということでございますけれども、将来的

に何らかのそういう対策、施策といいますか、そういう対策についてやるべきじゃないかというふうに考えますけれども、その辺の見解につきましてお尋ね申し上げます。

○川副梅夫業務課長

お答えいたします。

将来的に何らかの奨励的なことでございますが、御存じのとおり、広域連合の運営につきましては、各市町の負担金並びに被保険者の保険料で賄われております。広域連合より奨励金等の交付を行うためには、市町への負担金の増額を求めなければならないというふうになるところでございます。そのためには、構成市町の了承を得ることが必要であり、今後検討をしていく課題ではないかと、そのように考えておるところでございます。

○白武 悟議員

当然、現在の負担金ではそういうものは入っていないというふうに承知をいたしております。しかし、将来的にこういった問題も含めましてですね、やはり負担金は負担金として徴収をしていただいて、それで徴収率向上対策に寄与できるような施策を講じていただきたいというふうに要請をいたしまして、これにつきましては質問を終わりります。

次に、第2点目でございますけれども、徴収のこういった事務につきましては、本来連合でやるべきだけれども、これを市町に委託といいますか、そういうふうにされているシステムじゃないかというふうに思いますけれども、これは何か条例等で、あくまでもはつきりこの業務については市町だというふうな、そういうものがあるんでしょうか。

○井邊正文総務課長

市町と本連合の事務の切り分けにつきましては、広域計画の中で事務の分担を定めておりまして、市町につきましては、徴収業務と窓口業務とそれに付随するものが市町の業務になっております。

以上でございます。

○白武 悟議員

この広域連合につきましては、一つの保険者と

いうふうな位置づけをいたしますと、原則としては保険者が徴収すべきじゃないかと。しかし、体制、いろんな問題がありますので、それを代行といいますか、そういうふうな形じゃないかというふうに思われます。そうしますと、例えば県税にいたしましても、市町の窓口で県税納付につきましては業務を行っております。それについての当然、費用は県のほうから支出されておりますけれども、そういった考え方じゃないかというふうに思いますけれども、その辺につきましての見解を。

○川副梅夫業務課長

先ほど総務課長が申し上げましたとおり、高齢者の医療に関する法律ですか、そちらの法律の中で事務を、運営のほうを広域連合と、そして窓口関係、それから保険料徴収も法の中で市町という形ではつきりうたわれておりますし、県税とは考え方方が違っておりますし、事務をこちらのほうでどれだけをやるということがなっておりまして、うちの事務を市町にお願いしているという形にはなっておりませんので、そこのほうだけは御了承をお願いいたしたいと、そのように思います。

○白武 悟議員

はい、わかりました。

それでは、最後の3点目でございますけれども、先般の11月26日の定例会におきまして、資格証明書の交付基準を作成をし、指示したいというふうな回答がなされておりますけれども、この交付基準はどのように協議をし、取り扱いがされ、どのように現在協議をされているのか、この基準につきましてお尋ね申し上げます。

○川副梅夫業務課長

短期被保険者証及び資格証明書の交付基準につきましては、広域連合で交付基準（案）を作成したところでございます。この原案につきましては、1月18日に構成市町の後期高齢者医療担当課長会議に諮りまして、おおむねの了解を得たところでございますが、今後、会議での意見等を踏まえまして、それぞれの基準（案）を修正した上で、構成市町と書面協議等を行いながら完成させていきたいと、そのように考えておるところでござります。

○白武 悟議員

この資格証明書というのは非常にやっぱり各市町になりますと、この判定といいますか、だれに出すのか非常に頭の痛い、しかも直接、市町の担当の方はそこの家庭の事情もよく承知の上でございますし、非常に頭が痛い問題であります。

今、回答をいただきましたけれども、連合としては各市町で判断したものについて追認をするというふうなことになりますと、交付の判定は市町で行うんだと、これが原則だというふうな理解でよろしいんですか。

○川副梅夫業務課長

ただいま私の答弁につきましては、広域連合のほうでのまだ案でございまして、先ほどの言いました1月18日の担当課長会議のほうにもお諮りをしておりますが、まだ構成市町の課長さん方の意見が一致はしておらないということで、広域連合が追認ではなくて、やりなさいという部分と、片一方で経費その他いろんな部分も含めて、それから、議員さんおっしゃいますそれぞれの実情が一番わかっている市町ということでなっておりますので、現在のところ、そういう形の中で協議を進めておりますので、なるべく早いうちにその追認という形で広域連合の案としては考えておりますが、そのとおりになるか協議を早急に進めたいというふうに思っております。

○白武 悟議員

この問題につきましては十分協議をお願いを申し上げたいというふうに思います。

それで、各新聞の報道等を見てみると、北海道では、収入があつて保険料を払えるのに払わない、こういった悪質の場合に限り発行すると。あるいは、新潟県では、納付しても納付相談に応じ、納付の誓約書を書いてもらえば交付をしないと、こういった報道がされておりますけれども、いわゆる機械的には交付しないというふうな方針のところが多いというふうな報道がされておりますが、佐賀県の広域連合としてのこの方針といいますか、やはり悪質なものに限るとか、こういった資格証明書に対します基本的な方針はどのような方針でございましょうか。

○川副梅夫業務課長

お答えいたします。

当佐賀県の広域連合といたしましても、機械的な交付は行わず、限定的に運用をしていきたいと考えております。

交付する対象者としましては、ただいまも言わされましたように、納付相談等に一切応じない方、納付誓約に誠意を持って履行しようとしない方、十分な負担能力があるにもかかわらず納付に応じない方などをいろいろ考えておるところでございます。

○白武 悟議員

特に、この資格証明書につきましては十分各市町と協議をいただき、よりよい方向にもっていっていただきたいというふうなことを要請をいたしまして、私の質問を終わります。

○本田耕一郎議員

それでは、通告に従って質問を行います。

通告しています制度の周知徹底についての1番目、激変緩和に伴う措置であります。

この後期高齢者医療制度は、今年の4月から始まりますが、その保険料の徴収は一様ではありません。4月から保険料を徴収されるのは国保の特別徴収者だけで、普通徴収や国保以外の保険者本人、被扶養者の場合、保険料の徴収は10月からとなり、翌年の3月までに1年分支払うことになるほか、保険料の免除や軽減措置などがあります。特に、国保以外の保険者で特別徴収という年金天引きの場合は、半年の3回で4カ月分ずつ支払うことになるわけです。

このように、非常に複雑な徴収方法が対象となる人たちにきちんと周知されているのか。現在のリーフレットなどを見ますと、余りその辺が詳しく書かれておりません。非常に不安であります。

また、この徴収ができない4月から9月の間でも制度自体は進んでいるわけですから、この期間中に、例えば、8月に亡くなった場合、4月から8月までのその間の保険料は、後で遺族に請求するという仕組みです。大事な年金から保険料を支払ってもらうのですから、きめ細かいお知らせが必要だと思いますが、広域連合としての見解を伺

います。

次に、2番の国からの通達をどう周知するかであります。

これは、4番目の県内全域に同じレベルの情報をどう周知していくか、及び、5番目の構成市町との連携はどうなっているかとも関係しますので、一緒に伺います。

今回のこの制度については、厚生労働省においても相当の混乱があるようで、例えば、2月に厚生労働省保険局総務課長からの通達では、後期高齢者医療制度の被保険者となる者に対する周知事項についてとして、甚だ異例なことに、保険料の見込額に関する情報提供という項目があります。これは、被保険者ごとに算出した保険料額について、制度施行を待たずに現時点での保険料額の見込額として、被保険者に対し情報提供を行うことは、制度を具体的に理解していただく上で有用であるから、可能な限り対応していただきたいというものであります。

このほかにも、3点の周知がありますが、このような国の通達や周知を構成各市町に通知して、同じレベルで被保険者に周知していくのか、また、そのために構成市町とどのような連携がなされているのか伺います。

といいますのも、現在、各市町ではいろんな方法で周知そのものは行われていると思いますが、私が見聞きした限り、その周知が浸透しているとは思えません。その周知徹底を各市町に指示するのは広域連合の任務だと思います。実際に、4月から年金が天引きされる被保険者の皆さんが知らなかつた、わからなかつたでは、広域連合としての非常にまあ何といいますか、存在そのものが疑われるのではないでしょうか。

次に、寝たきりの人や障がい者への周知についてお尋ねします。

これは、前回の11月議会で質問したことのその後についてであります。前回、施設に入所されていて、認知が進んでいる人などへの周知はどうするのかという質問に対し、自分で理解できない被保険者に対しては、施設なり、家族からの説明をお願いするという答弁でしたが、それから

3カ月がたち、制度施行直前の現在、そういうみずから理解できない人たちへの周知はどうなっているのか。また、障がい者の皆さんは65歳から後期高齢者医療制度に加入するかどうか選択できるとなっておりますが、その際、視覚障がいの人は普通のリーフレットでは理解できないと申し上げ、また、ニーズを把握してほしいと質問し、そのニーズの必要性は調査し、関係団体とも協議するという答弁でしたが、どのように調査され、協議されて、周知されていくのかをお尋ねして、1回目の質問といたします。

○井邊正文総務課長

本田議員さんの制度の周知徹底ということで5点ほど御質問がありましたので、お答えいたします。

まず、制度の周知徹底ということで、現在、4月からの制度稼働に向けて、当広域連合及び各市町の後期高齢者医療担当部局とも連携し、協力しながら準備事務に全力を挙げている状況でございます。

後期高齢者医療制度の事務に関しては、構成市町及び広域連合で連携し、協力して事務を進めておりますが、被保険者の利便性やサービス等に配慮し、また、事務効率を高めるために事務内容によって本連合と構成市町で分担して準備を進めております。

構成市町の責務や事務分担につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律において、高齢者医療制度の運営が適切かつ円滑に行われるよう、所要の施策を実施しなければならないと定めてあり、佐賀県後期高齢者医療広域連合広域計画では、広域連合が行う事務として、まず1番目に被保険者の資格の管理に関する事務、2番目に医療給付に関する事務、3番目に保険料の賦課に関する事務、4番目に保健事業に関する事務、5番目に以上の事務に付随する事務、関係市町が行う事務といたしましては、保険料の徴収に関する事務、2番目に被保険者に対する窓口業務、3番目に以上の事務に付随する事務と定めてございます。

制度の周知に関する事務、つまり、広報につきましては、各市町と連合で分担・協力・連帶して

進めておりますが、おおよその分担といたしまして、広域連合の広報といたしましては、1番目に県を単位とする団体への広報活動、例を申し上げますと、県老人クラブ役員会等への出前講座など、2番目に全被保険者に対する広報活動、例を申し上げますと、被保険者証を発送する際に同封するリーフレットの作成、配付など、3番目に県下一致の新聞等のマスメディアを用いた広報、4番目に市町の広報紙を2ページほど本連合で買い上げまして、統一した広報を行う、5番目に広域連合ホームページでの広報等でございます。実績といたしましては、12月の新聞広告、各市町の本年1月号の広報紙を2ページ買い上げましての広報、ホームページでの制度についての説明等でございます。

今後の予定といたしましては、2月29日の新聞広告、3月の市町の広報紙の2ページの買い上げによる広報等でございます。

各市町が分担して行う広報におきましては、第1番目に各市町を単位とする団体への広報、例を申し上げますと、学校区ごとの説明会や地区の老人会での出前講座、2番目に連合からお願いする広報事項を各市町の広報紙に掲載していただくこと、これは連合から広報依頼という形で各市町の事務としてお願いしますので、市町によって毎月掲載していただいている市町と、時期が近まって集中的に広報活動を展開される市町と取り組みの方法に違いがございます。広報紙は、全市町で延べ134回にわたり掲載していただいておりますし、説明会や出前講座などは延べ181回開催しているだいでいるところでございます。今後も多数予定されるとお聞き及んでおります。

後期高齢者医療制度は、広域連合と構成市町が責任を持って運営する必要があり、連帶して遅滞なく円滑に実施する責任を負っております。制度開始まで時間的な余裕が少なく、事務局は急ピッチで準備を行っているところでございます。

先般、政府与党におきまして被用者保険の被扶養者からの保険料徴収に係る激変緩和措置が行われるようになりましたが、これに伴う国からの通知や電算システムの提示が遅れておりますが、被

保険者の方々が混乱する事がないよう、これからも構成市町と連携しながら準備事務について万全を期していきたいと考えているところでございます。

これまでの広報では、制度自体の周知に重きを置いてまいりました。激変緩和措置に係る広報については、国のレベルで作成されたものを、それを準用して作成をしております。国もこのことについて3月20日に政府広報などを通じて、重点的に広報されるとのことですので、期待をしているところでございます。当連合としては、これから広報の方法について工夫をしていきたいと考えております。

続きまして、制度の周知徹底ということで、国からの通達をどのように周知するか。また、県内全域に同じレベルの情報をどのように周知していくのか、構成市町との連携はどのようになっているかという御質問でございましたが、まず、厚労省からの通知で、保険料の見込みに関する情報提供につきましては、後期高齢者医療に関する条例の制定後、保険料の均等割額及び所得割率について毎月市町広報紙による広報の依頼をしてきたところでございます。また、収入額に応じての保険料の額もあわせてお知らせしてきたところであります。

なお、広域連合や市町へ保険料の照会があったときには丁寧に回答しているところであり、被保険者全員への保険料の見込みに関する情報提供は現在のところは予定しておりません。

伝達が必要な国からの通知や事務処理方法等については、当広域連合での担当課長会や県の国保課の説明会で伝えられたところでございます。市町が一堂に会した会議でありますので、同じレベルで伝わっていると考えております。また、本議会で貴重な御意見をいただきましたので、今後とも市町へはきちんと伝達していきたいと考えております。

さて、2月6日付の国からの通知の件でございますが、保険料額の見込みに関する情報提供、65歳以上75歳未満の老人医療受給対象者に対する周知、被保険者証の事前送付、保険料の徴収に関する

周知等につきまして、2月15日に県主催の会議の中で市町へ説明がなされたところであります。また、この通知について国に確認したところ、「可能な限り」という文言が入れてある趣旨は「できる限り」という意味であるとの回答を得ています。

構成市町との連携についてということでございますが、広域連合の組織としては、全首長が理事となっており、また、全市町から議員も選出されているため、連携は担保されているところでございます。また、広域連合発足以来、理事会を4回、副市町長会議を2回、担当課長会議を11回、担当者会議を6回開催し、情報の共有と事務の調整を図っているところであります。さらに、電算システムの運用を前にして、市町担当者のシステム研修を随時開催しているところであります。構成市町とは、これからも十分に連携を図りながら事務を進めていきたいと考えております。

最後に、寝たきりの人や障がい者の方への周知はどうなったかという御質問にお答えいたします。

前回の議会でも申し上げましたとおり、寝たきりの人や障がい者の方へも健常者と同様の周知が必要と思っております。

後期高齢者医療制度の施行に当たり、65歳から75歳未満の寝たきりの人や障がい者の方で老人保健の障がい認定を受けている方は自動的に後期高齢者へ移行しますが、本人の申し出により後期高齢者医療の被保険者とならないことも可能でございます。この認定撤回につきましては、個人ごとに年齢、障がいの程度、入通院の状況、加入されている保険の種類など、複数の事項によって判断することとなりますので、市町窓口で十分に御相談される必要があると考えます。

また、この認定撤回につきましては、現行の老人保健制度の中での事務になりますので、この件に関しての広報、相談、申請等の一切の事務は市町で行われることとなり、該当者に通知文を出された市町もあると聞き及んでおります。

当広域連合といたしましては、担当課長会等を通じて、認定撤回における事務の中で周知をしていただくようお願いしたところでございます。

冒頭に申し上げましたように、広報活動についても、各市町と連合で事務の分担を行って制度の周知ができるようにしているところでございます。

11月定例会におきまして、本田議員から御質問がありました視覚に障がいを持たれる方への広報へ対処するために、対象者数や広報を調査いたしました。

佐賀市、唐津市、伊万里市では、市の広報紙をテープに録音したものと点字に訳したものを受けられているとのことでございました。また、多久市、武雄市、鹿島市、有田町では、録音テープの配付や図書館での公開などをされていることが報告されております。

調査の結果により、当広域連合のホームページで音声読み上げの機能を取り入れて、高齢者や視覚に障がいのある方に対し配慮したつくりに改良いたしました。

また、佐賀県視覚障害者団体連合会に出向き、実際にホームページを見ていただくように依頼し、助言も受けているところでございます。

また、国においては、制度について視覚障がい者向け音声広報CDと点字広報誌を作成し、点字図書館や地方公共団体等の関係機関へ日々送付を予定されていますので、御活用いただければと考えているところでございます。

以上をもちまして答弁といたしますので、よろしく御理解を賜りますようにお願いいたします。

#### ○本田耕一郎議員

それでは、一問一答に入りたいと思います。

最初の激変緩和については、結局その事務分掌のその分担が広域連合がこうで、各市町がこうでという説明があって、その激変緩和そのものについては工夫をして周知していきたいという答弁しかもらえなかつたと思うんですが、やはりざつと数えて6種類ぐらいタイプがありますよね、この4月以降10月までの間、徴収猶予と言われている人たちに対してはですよ。その人たちが、自分は4月から払わないといけないと思っている人たちが、いや払わなくていいんですよとなった場合、中には凍結の人たちもいるわけです。ですから、10月以降に半年間に1年分まとめて払ってください

いねという部分と、いやもうあなたの分は凍結ですかから国が一般財源でお支払しますから払わなくていいですよという部分があるわけで、こういうのはきちんと伝えていかないと、後で非常に大混乱を招くんじゃないですか。それが工夫して周知していくますという答弁では、ちょっと私もわかりましたとは言えないと思いますので、もう1回答弁をお願いします。

それと、その周知事項ですね。ここにございますが、これを見ると、文書の初めに「保険料の特別措置について周知に努めるとともに、次の事項について被保険者一人ひとりに対する周知徹底をお願いします」と書いてあるわけですよ、この厚労省からの文書にはね。まあ実際、中をめくっていけば「可能な限り」とかいう、その文言も出てまいりますが、自分たちにとって都合のいい部分を切り取るんじゃないなくて、そのお金を払う保険者の方に都合のいいようなというか、その人たちサイドに立った対応をしてもらわないといけないと思いますので、例えば、この見込額について対応していただきたい。しかし、その対応はしませんという答弁だったと思いますが、そのしない理由、できない理由をお聞かせいただきたいと思いますし、また、こういう文書、情報提供なりをされるというお話をしたけれども、じゃあこれは議員はこの文書なり情報はもらっていないわけですよ。例えば、議案勉強会などでこういう情報は教えてもらいたかったなと思うわけですよ。その辺に関しても、じゃあどういういきさつでこういうのが来て、議員に教えてもらいたかったなという部分もありますので、もう1回答弁をお願いします。

#### ○川副梅夫業務課長

業務課の川副でございます。

本田議員さんの質問の中で、被保険者に見込み額を提供しないという理由ということでございましたので、そちらのほうにつきまして私のほうから答弁させていただきたいと思います。

それと、その前に1つ、保険料の被用者保険関係で特別徴収のパターンによって4カ月分をということでございましたが、被用者保険の本人さんにつきまして特別徴収が4月からは始まりません。

議員さんがおっしゃるとおりでございまして、特別徴収につきましては、6月に保険料が確定して手続をして10月からということでございますが、実は、その方々につきましても市町によりまして納期の期割がございますので、大半のところは6月から普通徴収を6・7・8・9と4カ月普通徴収をしまして、10月から特別徴収に移行するということで、1年分を10月以降の10月、12月、2月の特別徴収の3回分で全部1年分を支払うというシステムにはなっておりません。ただ、市町によって納期が10回のところ、9回のところ、それから、佐賀市さんにおきましては10月以降の初年度については6回と。ですから、特別徴収に移行される方については、もう10月以前の普通徴収はございませんので、そちらについてのみは先ほど言わされたとおりでございますが、これについては市町によってそれぞれ違いますので、市町のほうから佐賀市さん等については、特にパンフ等をつくりて広報に努めていただいていると、そういうことでございます。

それと、先ほどの広域連合のほうから被保険者に対して保険料の見込額を個別の直接通知は行わないということにしたことの理由でございますが、被保険者の70%程度が保険料の賦課ベースとなる所得がございません。153万円以下ということでございまして、賦課ベースの所得はゼロ円ということでございまして、保険料の見込額を全被保険者へ通知するということについては、費用対効果等を考慮すれば、現在先ほど総務課長申し上げましたように、電話での対応を市町の窓口、それから、広域連合のほうでもやっております。電話をいただいて、現在の所得等を言っていただければ即座に見込額ですということでのお話ですけれども、金額は提供しておりますので、そちらのほうがベターではないかということで、通知はちょっと費用対効果の中でもどうかと。それと、1つには現在うちのほうで保有していますシステムのほうでもそちらに対応ができるおらないと、そのようなところでございますので、直接の通知は行わないと。それと同時に、現在、確定申告があつておりますけれども、見込額通知は18年の収入、所

得関係での通知でございまして、先ほど言います70%、80%の方々については年金関係でほとんど変わらないと思いますが、それ以外の方々については見込額と、現在確定申告されておりますので、収入、所得等が変わられる方は通知した金額とにかくなり大きな差が出てきた場合に、いろいろ高くなつた方には御不満とか、いろんなものも出てくるんじゃなかろうかと、そういうこともちょっと懸念をしているところもございますので、そういうふうにさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○本田耕一郎議員

結局、情報提供をしますというお話しでしたね。きちんとやっていますと、各市町にきちんとやっていますというお話しでした。だから、例えばここにあります国からの通達文書も、これは課長会議あたりで全部やっていますから、全部行っているはずですと、各市町に行っているはずですという、そういう意味ではきちんとやっていますというお話しでしたが、ですから、こういう文書なり、情報というのは私たち議員にも、例えば議案勉強会などで見せてほしい、聞かせてほしいということなんですよ。結局、こういう資料というのは執行部だけが持つていればいいんですか。私たちも住民の皆さんから聞かれた場合、いろんなその場に合ったお答えをせないかんわけですね。そういったときに、やっぱりこういう最新の資料というのがないと、前の資料で住民の皆さんにいろんなことをお伝えしていたんでは非常に困るわけですよ。ですから、例えば、こういう資料も議案勉強会などで附属資料としてつけてほしかったんですがいかがでしょうかと私は尋ねたんです。

○井邊正文総務課長

議案勉強会の折に、一応必要な資料はつけていたつもりでございますけれど、特にこちらで考えて議員さん方にお示しするのが適当であればという資料は漏らさずつけていたつもりでございましたが、抜けておりますようであれば、また、そのときは御配付を差し上げたいと思います。

非常に、国からの資料等というのは物すごくたくさん参るときもございますので、その中から必

要なものというのも難しいときもございますが、極力資料はつけさせていただきたいと思います。

○横尾俊彦広域連合長

ちょっと今の本田議員にまず確認したいんですけど、御指摘の文書というのは厚生労働省保険局総務課長が発信された文書のことですか。お手元にございますね。御確認をいただきたいんですが、あて先は都道府県・指定都市老人医療主管課（部）長か課長殿。また、あわせて都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長殿となっております。ですから、発信人が課長で事務局長クラスを対象にした文書でございまして、どちらかというと、これは事務的な作業をきっちりやっていただきたいという旨の通知だと認識をいたしております。

これ以上に重要なものになりますと、連合長あてですとか、さらに、周知が必要なレベルになつたので緊急な議会等を巻き込んだ協議をお願いしたいとのことも当然、将来的にあるかもしれません。しかし、そこまでの状況ではございませんので、当面といたしましては、事務局ではこれらのことときちんと対応するべく努力いたしておりまして、そういった認識で対応したと私自身は認識をしております。ですから、特にこのことを議員の方にお伝えしないどうこうではなくて、2ページ目以降にあります記以下ですね、4項目ございますが、それぞれのことを日々にぜひ対応してほしいということですから、ぜひ努力をしていきたいというふうに受けとめて、今後とも努力にいそしみたいというふうに考えております。

○本田耕一郎議員

今、連合長おっしゃいました。確かにそうなのかもしれません、ただ、まだ今、制度自体が非常に揺れていて、例えば、いろんな減免措置もいまだに厚生労働省が示さないというようなこともありますよね。今、例えば、広域連合では後期高齢者医療、各市町では国民健康保険、それに関する国民健康保険で連携して、非常にいろんな情報が揺れているというか、錯綜したり、遅くなったりしております。ですから、そういう意味でも情報というもののそれが例えば必要か、必要でないかというのを判断するのは、執行部というよりも、

どちらかというと見せてほしいな。で、要る、要らないは私たち住民の代表が判断していいんじゃないかなというような思いでこれは述べさせていただきました。

では、次に行きたいと思いますが、もう1点、今度は障がい者の部分なんですが、今、障がい者の人たちにどうやって対応するのかということに関して、前回私が質問を行つて、その答弁がありました。るるいろんなことを言われましたけれども、果たしてその高齢者の人とか障がい者の人が、パソコンとかホームページを簡単に見ることができるのかなというふうに単純に思います。

じゃあ例えば、75歳以上の方でもう認知が進んでいて、いろいろな病院とか施設で寝たきりの方がいらっしゃいますよね。こういう人たちにどうやってこういう制度が始まってお金を払ってくださいねということをお願いしていくんですか。それについてお尋ねしたいと思います。

○井邊正文総務課長

施設に入所されている方等につきましては、どうするのかということでございましたが、施設に入所されている方についてはどうされるのかというような御質問でございましたが、施設入所者に対しても同じレベルの周知は必要と考えております。市町広報紙等は施設へも送付されておりまして、施設からの問い合わせもあっております。施設入所者に対しましては、施設長や介護担当者等に通知し、それらの人々を通じて入所されている方へお知らせしていくという形がいいのではないかと思っております。

基本的に、寝たきりの方や障がい者の方への周知は地域に密着された基礎的自治体である市町において実施されたほうが円滑に行くと思っておりますので、市町と連携し分担して広報に努めていきたいと考えているところでございます。

○本田耕一郎議員

今の答弁を聞きますと、もう各市町でやってくださいというふうな言い方に聞こえますね。

私も何ヵ所か、病院とか、そういう施設に伺つてどのような現状かというのを聞いてきましたが、その病院長さんとか、施設長さんも情報が全く来

なくて困っていると、どうしていいかわからんというふうなことを言われておりました。ですから、いわゆる広域連合というか主催者側はもうリーフレットを送って、いろんなその周知をして知つてもらったつもり、しかし、実際にそういう人たちを抱えている施設にしてみれば、いやどうしていいかわからないんですよねという、このすれ違いといいますか、そこら辺はもっと認識していただいて、具体的にどういうふうにやりなさいよという指示を、やはり広域連合とすべきじゃないでしょうか、広域連合として。いかがでしょうか。

○井邊正文総務課長

広域連合からの指示で徹底するべきではないかというような御質問ではございましたが、今のところ、先ほど申し上げましたように、事務分担といたしまして、広域連合は県を単位とする団体や全被保険者一括、包括的な部分を担当しておりまして、各市町におきましては地区を単位とする団体、個別の御事情を抱えている個人、またそういう地域の方々に対する広報につきましては、地域に密着された各市町の事務として実施されるよう分担しております。また、指示ということではございませんが、依頼ということではお願いしておりますので、それぞれ市町の事務執行の範囲内で実施していただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○本田耕一郎議員

事務分担というお話しでしたが、各市町が現実問題としてやってもらつても構わないんです。構わないんですが、そこに濃淡があつては困るんですよ。さつき答弁の中で、1問目の答弁の中で、全各市町については事務局長会議なんかできちんと話しているから、同じレベルの情報が行つていて確信しているというお話しでしたし、連携もうまく行つているというお話しでしたが、やはり、こういう非常に何といいますか、デリケートな部分になりますと、やはり統一した見解を持って、こういうふうにやってよということをやっぱり言ってあげないと、各市町の判断に任せるのでは、任せてもいいんですが、そこにレベルの濃淡があ

るのは非常にまずいんじゃないですかと。ですから、きちんとした一定の規格といいますか、一定のそのレベルがその人たちに伝わっていくように、こういうふうにやってくださいというようなことをやらなきゃいけないんじゃないですかと言つてはいるんです。

○井邊正文総務課長

調査の結果、各市町の取り組みにはやはり差があることは認識いたしておりますが、それぞの方々への広報につきましては、私どもとしましては各市町への広報依頼という形で進めさせていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○本田耕一郎議員

ちょっとこの件に関しては平行線かなとも思いますが、ぜひ現場の声を、現場のそういう認知が進んでいて理解できない人たちを抱えている現場の人たちの声を聞いてくださいよ。どうやってほしいのか、どうするのが一番いいのかというのを聞かないまま、上からこういうふうに決まりましたよという情報を垂れ流すだけでは絶対うまくいきませんよ、この制度は。いかがですか。

○井邊正文総務課長

今後とも連合、各市町連携して、協力して進めていきたいと考えております。寝たきりの方々に対する、障がい者の方の情報弱者に対する議員の御質問は、日ごろ私どもが気づかない点でございますので、大変ありがたいと考えております。議員の寝たきりの方や障がい者など、情報弱者に対する御心配や心づかいは十分に承知いたしておりますので、本定例会で示していただきました意見などは、担当課長会等で十分お伝えいたしますので、よろしく御理解を賜りますようにお願い申し上げます。

○本田耕一郎議員

済みません、まだまとめないでください。まだ質問終わっていません。

ですから、例えば医療機関ないし、施設の皆さんはどういうふうなことになっているのか情報が来ないといふんであれば、そういう人たちを一堂に集めて説明会をするとかということをしなきや

いけないんじゃないんですか、いかがですか。

○井邊正文総務課長

確かに先ほど申し上げましたが、施設入所者に対する施設長や看護担当者への周知が大切だとは認識しております。

先ほどから申し上げておりますように、県の単位とする団体につきましては私どものほうから地区を単位とするものにつきましては各市町のほうからということで連携して広報を進めてまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○川副梅夫業務課長

業務課のほうから補足をいたしたいと思います。

一応、業務のほうでも医師会のほうとの連携とか、いろいろ保健事業等でございますが、本田議員さんが質問いただきました件につきましては、例えば、いろんな医療機関とか、そういうものの指定とか、違反とかいろんな部分についての指導とか、そういう部分については県のほうからやっていただいております。そういう格好で、うちのほうとしても県とも連絡しながら調整をしながらやっていきたいと。

それと、医療機関のほうからも、現在3地区でございますけれども、県医師会のほうから唐津地区と鹿島地区と、それから佐賀地区がかなり広範囲になるということでございますけれども、3月に事務担当者、そういう方々に説明会を夜開くから来てくれということもあっておりまして、そちらのほうでも県と一緒にになっていって、それから国保連合会等とも連携をしながら一緒にお話し合いをさせていただきたいと。こちらから一方的な指導とか、そういうもんじやございませんけれども、一緒に行って、県と国保連合会と医師会と、いろんなものと連携をしながら、そういう形で進めてまいりたいというふうに考えております。

○本田耕一郎議員

そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。やはり周知なりお知らせということについて、し過ぎということはないと思うんですね。もうわかった、わかったと言われるぐらい、そういうのをお知らせしていいと思いますので、ぜひ、余り

県とか、広域連合とか、市町とか区分けせずにやっぱりやらないかんことはやってくださいよ。事務の分掌が先に出てくると、非常に何といいますかね、お役所的になってしまって、何が必要なのかというのが非常にぼけできますので、よろしくお願いします。

最後なんですが、視覚に障がいを持った人の話ですけれども、やっぱりこれも各市町によって違いがあるのかもしれません、答弁では、例えば一緒に暮らしている人とか、近所のボランティアの人が読んでくださればわかるんじゃないですかというようなお話をされたかと思いますけれども、こういう大事なお知らせを人の善意だけに頼るのはいかがなもんでしょうかね。やはり、お金をもらう以上はそれをきちんとお伝えして、わかりましたと、一人一人の方に言ってもらえるような仕組みではないと、人に頼んで何とかしてもらおうというのは余りにも安易じゃないんですか。ですから、例えば視覚障がい者の人で、じゃあきちんと説明してくれと言われるなり、それを必要な人が何人いらっしゃるのか把握されていれば教えてください。

○井邊正文総務課長

各被保険者の方から保険料をいただくわけでございますけれども、最終的には各市町から送られる保険料納入通知書というものが最終的には個人さん方のところへ届く予定でございます。それが最終的な説明になるかと思われます。

視覚障がい者でのいろんな方のニーズということでございましたけど、私どものほうに上がっててきた方、人数、視覚に障がいがあるという方につきましては3,564名という方が視覚障がい者ということでございます。ただ、そのうち全盲ということでありましたら、各市町の把握に若干差がございましたが、14市町分で573人が全盲ということでございましたが、実態をつかんでいないという市町もございましたところでございます。

○本田耕一郎議員

視覚障がい者の方が3,564名で、たしかデータでは障がい者の方、該当するのが4,700名というようなお話をされたかと思いますが、かなりの量を

視覚障がい者の方が占められているんですね。佐賀市の場合、ちょっとデータが古いんですが、視覚障がい者で障害者手帳を持っていらっしゃる方が666名いらっしゃいました。その中で何名該当するのかというのは私もわかりませんが、65歳以上の方は後期高齢者医療制度に入らないということを選択するのもできるわけですね。ですから、そういう説明というのは、普通のこういう後期高齢者医療制度が始まりますよという説明のほかに、その説明も必要なわけで、それをいわゆる目が見える、見えないという部分で非常に情報が限られてきます。目が見えない人は、やはりそれなりの手段が必要だと思うので、それはやはり、そういう目が見えなくて理解できない人たちに対する対応というのは必要だと思いますし、その人たちが何名いるのかわかりませんというのでは、ちょっとこの保険制度の中で非常に問題だと思いますが、いかがでしょう。

○井邊正文総務課長

障がい者の撤回につきましては、各市町の現在の老人医療の中で撤回するか、しないかを確認するようになっておりまして、各市町から個々に確認をするということで文書を発送されている市町もあるというふうに聞き及んでおります。

ですから、各市町のほうで現在のところ対応していただいている状況でございます。

○本田耕一郎議員

通告のときにですから何人いらっしゃるんですかというのを私は通告したと思いますが、わかりませんという答弁をされるわけですね、そしたら。

○井邊正文総務課長

11月議会で調べるようにという御要請がありました視覚障がい者の人数については、各市町へ調査文書を出しまして、現在先ほど申し上げました3,564名という視覚障がい者ということで、その人数は把握しております。ただ、そのうち全盲ということも調査事項のほうに入れておりましたが、各市町から返ってきた文書には不明という市町が若干ございました。把握していないという市町がございましたので、私どものほうでも14市町につきまして573人という人数を把握しているだけ

ございます。

○本田耕一郎議員

その文書を市町に流して上がってきた、わからなかった、じゃあしょうがありませんねということなんですね。わからんもんは仕方がないということなんですか。ですから、要は、僕は目が不自由な人にもきちんと伝わるようにしてくださいねという制度的なものをお願いしたのに対して、いやそれはもう市町任せで、各市町に振っています。市町から報告が上がってきたんですが、いや全盲の方がどれくらいいるかわからないところもありましたって、わからないなら教えてくださいよと、調査してくださいよというような振り方はなかったんですか。

○井邊正文総務課長

不明、把握していないというところに再度の調査はいたしておりません。広報は非常に重要だと考えておりますが、現在のところ各市町の個別の事情に関する方々につきましては、やはり地域に密着した市町のほうで対応されるほうが円滑に行くというふうに考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○本田耕一郎議員

済みません、この質問でこんなに長く論議するつもりはなかったんですが、やっぱり主催者として、広域連合として、そういう人たちがどれくらいいるかというのを知らないという話にはならんと思うんですよ。やっぱり把握した上でお金をもらってということにならないと、ぜひまだ時間がありますので、その人たちの目が不自由な方たちにどうやって伝えていくかというやり方なり、方策なり、じゃあいつまでにやっていきますというようなそういう答弁をしてもらわないと、いやもうわかりませんから、それで御理解願いますというような答弁はやっぱりないですよ。いかがですか。

○井邊正文総務課長

実数は確かに把握はいたしておりませんが、個々の事情のある方につきましては、地域に密着した市町で対応されるのが円滑に行くと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお

願いいたします。

○横尾俊彦広域連合長

御指摘の点、私も大変重要なことだと思っています。個人的には、たまたま多久市の場合になりますけれども、身障者の方とは年に1回以上、実はお会いする機会がありまして、盲人会の代表の方とも御意見交換等をしています。また、個人的にお話を、市内でお会いしたときには聞きますが、先日こんなこともあります。

市報をテープで聞いている。ホームページ等はソフトをインストールして音声でも聞いている。ですから、もちろんこの方、大変御年輩の方なんですけれども、そういう利活用をされている方もいらっしゃると感心をし、また教えられたところあります。ですから、そういった対応もきちっとしていきたいと思います。

ただ、片方で今御指摘、御質問のあっている点は、私もある意味驚いたわけでありまして、身障者の方々の状況をわかつても、例えば細かく部分分けして全盲の方が何名いるか、県内何人、どこにいらっしゃるかわかるかというと、まだ完全に把握しきれていない状況があるということですから、逆に言うと、これまでの我々基礎自治体を含めて行政の対応が細かい配慮が足りなかつたんじゃないのかなと、大いに自戒し反省すべきだと思っています。

こういうことを、逆に各市町とも共有いたしまして、仮に例えば、自分自身が弱視になる病気だったら、あるいは家族に急に事故で全盲になった家族がいたらどうするかというと、それはもう切実な思いで何とか教えられるようしてくれと、俺が親の間じゃなくて、この子が大きくなってしまって大丈夫にしてくれと絶対思うんですね。そういう気持ちを基本として、今後の障がいを持つ方々への対応はぜひ考えていくじゃないかということを実は内部で御指摘もありまして、協議をいたしました。

ですから、まだ今も御指摘、後半にありましたように、少し時間も余裕がありますので、再調査をかけるなり、あるいは場合によりまして民生委員の方々や障がい者担当の窓口の方々がより詳し

く御存じです。また、障害者手帳に関する交付事項等や相談等の窓口の方もおられまして、その都度お会いになっておりますので、そういった職員の方、あるいは福祉にかかわる方々から丁寧なフォローができるようにと思っています。

また、先ほどのと重複いたしますけれども、医師会の先生方とも事務局長ほかお会いして、制度等に関する意見交換もさせていただいておりますので、より詳細な、また時期に応じた説明を努力していきたいと思っています。

なお、なかなかこの制度、当初の原案と違います、スタート時点での情報の遅れですか、あるいは、半年間凍結とかいろいろ変容してきておりますから、これもできるだけ整理をしてお伝えしていきたいと思っています。

また、最後の補足になりますが、私自身も実は首長でありますので、今年年が明けてから、特に意識しているのは、市内の各種、例えば新年会の会合の冒頭でも4月からこの制度が始まりますということは必ず申し上げております。ただ、その席で詳しく言う時間もございませんので、いろいろなパンフレットや資料、あるいは報道機関からのお知らせが今後ありますので、ぜひ御覧くださいとは申し上げています。

また、広報につきましては大変大きな課題と思っておりますので、前回の議会でも申し上げましたように、国の担当課長さん、今回のこの推進室の室長さんになられる方にその必要性を兼ねて詳しく、また重ねてお願いをいたしました。そしたら、国ほうでも今後配慮していくということになりますので、このことについてはまた加えまして、県内の報道機関の方も私、知人がおりますから、実はこういう重要な制度でありますので、例えば簡単な企画コーナーでも結構ですし、取材コーナーでも結構ですので、何かの折にこの事務局、あるいは関係者を利用して広報をぜひしていただきたいというお願いを現在進めているところであります。

○武藤恭博議長

以上で通告による質問は終わりました。これをもって広域連合一般に対する質問は終結いたしま

す。

◎ 討 論

○武藤恭博議長

これより討論に入りますが、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

◎ 採 決

○武藤恭博議長

これより議案の採決を行います。

まず、第1号議案を採決いたします。

第1号議案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第2号議案を採決いたします。

第2号議案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第3号議案を採決いたします。

第3号議案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第4号議案を採決いたします。

第4号議案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第5号議案を採決いたします。

第5号議案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議決事件の字句及び数字等の整理

○武藤恭博議長

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

今定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を必要とするときは、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

◎ 閉 会

○武藤恭博議長

以上をもちまして、議事の全部を終了いたしましたので、会議を閉じます。

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午前11時37分 閉 会

会議に出席した事務局職員

議会事務局長 岸川 学

議会事務局副局長 石橋 光

参考 事 井邊 正文

書 記 中原 賢一

書 記 中野 晃一

書 記 末吉 浩昭

書 記 稲澤 庫雄

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議長 武 藤 恭 博

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 田 代 正 昭

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 岩 下 孝 嗣

会 議 錄 調 製 者 岸 川 学  
佐賀県後期高齢者医療広域連合議会事務局長